

九州大学百年史 第2巻 : 通史編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1801798>

出版情報 : 九州大学百年史. 2, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第4章 社会連携の拡大

第1節 社会連携の前史

(1) 戦前・戦後期の「社会連携」

戦前期の「社会連携」

九州大学が「社会連携推進委員会」を設置し、社会連携を推進するため基本方針等を検討するようになったのは1997（平成9）年のことである。もともと、九州大学が社会と連携すること自体は戦前から行われていた。

そもそも九州帝国大学の前身としての京都帝国大学福岡医科大学はもちろん、工科大学や農学部・理学部の創設にあたっては地元の誘致・設置運動が大きな役割を果たしていた。また、九州帝国大学・九州大学の教官（退職者を含む）は、九州法学校・九州専門学校など高等教育機関の設置や運営にも積極的に関与していた。このように福岡・九州における高等教育の展開過程の基底においては九州帝国大学・九州大学と社会の連携が存在していたのである（折田悦郎「福岡における地域と大学の歴史—第三三回大会シンポジウムのコメントに代えて—」、『地方教育史研究』第34号、2013年5月）。

医科大学の創設から10年後の1913（大正2）年には、学術上の新知識を普及する目的で6月に講演会規則が制定され、8月14～30日に精神病学講堂で第1回の講演会が開催された。講師は医科大学の榎保三郎教授、講演科目は「教育病理学」と「精神分析学ならびに児童および青年性情学大意」であった。聴講者は38名で、聴講の資格は医師・中小学校教員、その他同等以上の学力を有する者に認められ、料金2円を納めることとされていた。

翌1914年2月16～28日の第2回は、当時国民病となっていた結核を共

通問題として 11 講師の 9 演題、2 講師の課外講義から構成され、医師免許証を有する者に聴講資格を限定した。結核の死亡率が上昇し、その研究と予防・治療の緊急性が認識されるなか、実地医家の期待は大きく、福岡県を中心とする九州、さらに島根・岡山・広島・山口の各県および朝鮮から 137 人が聴講した。その後も共通問題を設定して専門家が講演する方式は受け継がれ、1915 年 2 月の第 4 回は「^{ばいどく}黴毒」、翌 1916 年 2 月の第 6 回は「消化器病」、1917 年 2 月の第 7 回は「呼吸器病の疾患」、同年 3 月の第 8 回は「コレラの菌学的診断実習」、1918 年 2 月の第 9 回は「神経系統」が共通問題とされた。

工科大学も 1914 年 8 月の第 3 回から講演に参加し、翌 1915 年 8 月の第 5 回からは単独で開催するようになった。第 5 回の講師と題目は丸沢常哉教授「^{あや お}熱力学の科学に於ける応用」、清水武雄講師「物性論」、桑木彥雄教授「相対性原理」で、対象は主に中学校教員であった。

1919 年 2 月の第 10 回講演会「血液及循環器疾患」を最後に講演会規則は廃止された。同年 9 月に講習会規則が制定され、講習科目、期日、受講者の資格、人員、講習料等は開会のつど学部によって公示されることとなった。医学部は 1921 年 2 月の講習会「伝染病及体質病」以降も講習会を毎年開催し、実地医家に新研究・新知識を普及していった（『九州大学五十年史』通史 pp.139-141）。

このような一般への知識の普及を目的とした取組みは、農学部・法文学部の設置後もさらに拡大していった。法文学部は 1927（昭和 2）年 5 月から「土曜講座」（のち「夏期公開講座」）を、1935 年 8 月からは「夏期講習会」を開催し、大学の門戸開放を目指した。また、文部省の主催による各種の委嘱講座に対しては、各学部から講師が派遣された（陳昊「九州帝国大学の社会的活動について—法文学部を手がかりに—」、『教育基礎学研究』第 9 号、2012 年 3 月）。

戦後期の「社会連携」

戦後の1948(昭和23)年10月、法学部の菊池勇夫教授・舟橋諄一教授・田中和夫教授らと福岡高等裁判所の安倍^{はかる} 恕長官・森静雄判事らは九州法学会を創設した。同会は九州地区の各大学の法学関係教官、判事・検事・弁護士を会員として、法の理論と実践の双方にわたる研究会として組織された(『九州大学五十年史』学術史下巻、p.385)。

ほぼ同時期、産業労働研究所は「公開労働講座」を開設した。その意図は、産業労働問題の現地としての北九州に研究成果を応用しようするところにあった。この講座は門司労働会館(1951年6月の第1回)、田川労働会館(同年7~8月の第2回)、福岡学芸大学久留米分校(同年11月の第3回、1952年12月~1953年3月の第4回)、九州大学法学部(1953年7~12月の第5回)と会場を移しているように、福岡県内の各地で開かれた。その後、1954年6月からは福岡県労働部主催の「福岡県労働大学講座」に協力するかたちが採られることとなった(『九州大学五十年史』学術史下巻、pp.766-768)。

(2) 高度成長期の「社会連携」

各種研究会の開催

九州大学による社会との連携は高度経済成長期においても継続された。

例えば法学部では産業法学会、刑法研究会、家庭法研究会が相次いで発足した。産業法学会は商法・経済法などの諸問題、関係判例の研究会である。高田源清教授を中心に大学関係者や九州電力、西日本相互銀行、福岡銀行などの実務研究者を会員として1954(昭和29)年12月に発会した。刑法研究会は1955年頃から井上正治教授を中心に井上祐司助教授、大学院学生、福岡地方裁判所その他の判事補、司法修習生によって開かれ、刑事関係の判例研究を行った。家庭法研究会は1957年から法学部の青山道夫教授を中心に法学部・教養部、他大学の教官や福岡家庭裁判所の判事・調査官などをメン

バーとして開催された（『九州大学五十年史』学術史下巻、pp.385-386）。

1953年4月には九州大学の医学部と教育学部の提携によって「教育と医学の会」が発足した。同会は教育学と医学の連携のもと、教育学者・心理学者・医学者・父母・現場教師・社会福祉関係者などの交流により人間を心と体の両面から観察し、子供を健全に教育する理論と実際を開拓しようとするものであった。発足にあたっては教育学部の牛島義友教授が会長に、医学部の遠城寺宗徳教授・中脩三教授が副会長にそれぞれ就き、教育学部教育心理学系の諸教官が会の運営の中心を担った。同会は1953年7月に機関誌『教育と医学』を創刊し、翌1954年5月に第1回大会（「教育と医学研究発表大会」）を開催する一方、同年11月には広く市民の教育相談に対応するため「教育相談室」を教育学部に開設している。同室の利用者ははだいに増加し、福岡市内ばかりでなく佐賀・熊本・山口の各県にも拡大していった。さらに教育と医学の会のメンバーと教育学部心理学教室は、毎年2～3月に福岡地区と北九州地区で開催される朝日新聞厚生文化事業団主催の就学児童教育相談にも協力を行った（『九州大学五十年史』学術史下巻、pp.570-572）。

久山町研究

医学部では内科学第二講座が1961（昭和36）年から久山町研究を開始した。久山町研究は、福岡県糟屋郡久山町に在住する一般住民を対象とした成人病研究であり、勝木司馬^{かつきしほのすけ}之助教授が着手し、尾前照雄教授に継承されたものである。

当時の世界の循環器病学者、脳神経病学者のあいだでは、日本における脳卒中死（とくに脳出血死）の頻度の高さに関心が集まり、日本人医師には急に発病して死亡するケースを脳出血と診断する傾向があるのではないかという疑問が抱かれていた。この問題に答えるために病院の事例研究を行ったとしても、患者が病院を選択する際には種々の要素が作用していることから、病院の実態と一般住民のそれとはかけ離れてしまいかねない。このようにし

て、偏りのない人口構成を持つ一般住民を対象とした研究が必要となった。

久山町は医学部附属病院から自動車で約 30 分という距離にあり、江口浩平町長や町会議員も健康問題に理解があること、研究室関係者でカバーできる人口規模であることから、地域集団としての条件が揃っていた。1961 年に実施された 40 歳以上の検診は約 1650 名が受診した。これは 40 歳以上の総人口の 90%にあたった。その後は原則として 2 年毎に一斉検診が実施された。

脳卒中の実態を明らかにしようとする久山町研究にとって、死後の剖検は不可欠なものであった。この剖検を遺族に依頼することは困難を極めたが、研究室関係者の誠心誠意の姿勢と、地域の開業医や代表者、僧侶の理解と協力によって 3 年目以降は死亡者のほとんどが病理学教室で病理解剖を受けることとなった。20 年間を通じて病理解剖を受けた死亡者は 700 名以上に達し、剖検率は 80%を超えた。

この研究成果については 1966 年の第 5 回プリンストン脳卒中会議で勝木教授が、1976 年の第 10 回プリンストン脳卒中会議で尾前教授が報告を行った。ここでは脳卒中の病型診断に慎重を要することなどが提起された。その後、この研究の範囲は成人病・老人病全般の重要な問題に拡大された。この研究をとおして健康に対する久山町の意識は高まり、住民の健康管理は町政の大きな柱となっていった（以上、尾前照雄「研究室から 久山町研究」、『九大学報』No.1189、1982 年 4 月）。

福岡市民大学セミナー

1969（昭和 44）年 12 月 10 日、記者会見において入江英雄学長は、九州大学が福岡市民と密接な関係にあるにもかかわらず、これまで地域社会との繋がりをほとんど持たなかったとして、今後は地域社会との結び付きを強めるため、「市民講座」や講演会などを開くことを明らかにした。翌 1970 年 6 月 16 日には、入江学長と阿部源蔵福岡市長の共同記者会見が行われ、大学院クラスの高度の市民大学セミナーを福岡市と九州大学の共催で始めること

が発表された。

こうして第1回福岡市民大学セミナーが民主教育協会九州支部の協賛も受けて、1970年8月7日から11月27日まで毎週金曜日（全14回、18時30分～20時30分の2時間）に福岡市民会館会議室で行われた。受講者は1クラス20人の3クラス、定員60人の予定で一般市民のなかから募集したが、応募希望者が定員の9倍近い520人にも達した。そのため定員を1クラス25人の75人に増やし、抽選によって決定した。テーマは「70年代の社会と科学」で、7人の講師が政治・経済・科学について講義を行い、最後に全講師と受講生全員がシンポジウムを行った。

第1回のセミナーに対しては講義の難易度や形式、会場と大学の距離などについて意見が出された。このことを踏まえて第2回のセミナーからは内容を大学教養課程の一般教養程度、講演会方式に改め、場所も病院地区の同窓会館に移すこととなった。第2回福岡市民大学セミナーは1971年7月2日から9月17日にかけて「現代文明の未来像」をテーマとして行われた。その後も福岡市民大学セミナーは毎年7月から9月、あるいは10月に同窓会館で実施された（『九州大学七十五年史』通史、pp.620-621）。

第2節 社会連携の拡大

(1) 受託研究・共同研究の受入

受託研究の受け入れ

受託研究とは民間企業等、学外からの委託を受けて大学の教官が公務として行う研究で、委託者が求める研究課題について委託者の経費負担によって研究を行い、研究の成果を委託者に報告するものである。

この受託研究に関する経理上の取り扱いを明確にするため、1970（昭和

45年) 12月8日の評議会に「九州大学受託研究規則」の事務局案が提示された。しかし、研究内容や研究成果公表の自由に関する規定を盛り込むべきではないか等の意見が出され、さらに15日の評議会においても特許権等の取り扱いについて質問があったため、関係学部の教官で構成される委員会に原案の作成を依頼することとなり、翌1971年1月19日の評議会に「九州大学受託研究規則」および「九州大学受託研究規則実施細則」の原案が提案された。この原案は各部局教授会で検討されたのち、2月2日の評議会で正式に制定された。

これによって受託研究の受け入れは、国際機関もしくは外国の政府等から委託される場合や部局以外の研究施設等に委託される場合は学長が、それ以外は部局長が決定し、受け入れの決定を行ったときはこれを学内に公表することとなった。受託研究の受け入れが決定すると、委託者は九州大学契約担当官と受託研究の目的および内容・費用・実施期間等、受託研究に関する契約を締結し、契約に定める研究費を納入したのちに研究を開始した。受託研究が完了したときは、研究担当者は学長または部局長にその旨を報告し、委託者に受託研究の結果または経過を通知したのち、受託研究の結果を公表することとなった(資料編Ⅱ-645、pp.1144-1146)。

ところで、この受託研究規則は第10条で、「受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権および商標権ならびにこれらを受ける権利は、無償で使用させまたは譲渡しない」としていたが、これについては、同時に「九州大学受託研究規則に関する申合せ」を決定し、「九州大学受託研究規則」第10条の規定は、特許権、実用新案権、意匠権、および商標権ならびにこれらを受ける権利が、国に帰属することを前提として定めたものではないことを申し合わせた。

その後、1984年5月8日付の文部省学術国際局および大臣官房会計課長の通知によって受託研究における特許権等の取り扱いが整備されたことに伴い、同年10月16日の評議会において、「九州大学受託研究規則」が改正さ

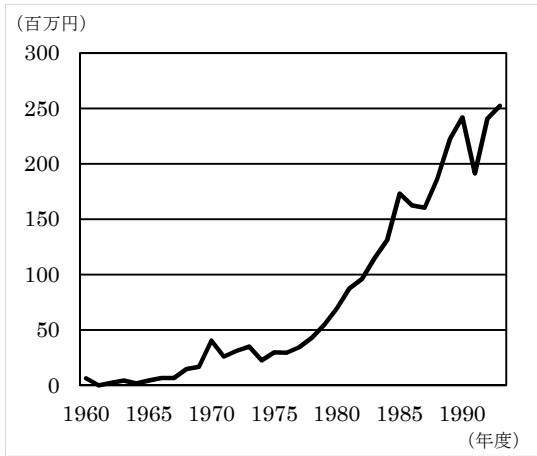


図 11-9 九州大学受託研究費の推移

出典：『九州大学一覽 総括編』。

れ、それまで「受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらを受ける権利は、無償で使用させ、又は譲渡しない」旨のみを規定していたのを、「受託研究の結果生じた発明であって国に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得

した特許権を委託者又は委託者の指定する者に限り、当該受託研究完了の日から七年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる」と優先実施の規定に改め、「九州大学受託研究規則に関する申合せ」は廃止された。

九州大学が受け入れた受託研究は、図 11-9 のようになっており、1960 年は 1 件で、金額も 647 万円であったが、「九州大学受託研究規則」が制定された 1971 年には 37 件、2607 万円となり、昭和 50 年代に入ると、とくに 1981 年以降の教官当積算校費の固定化＝実質的低下 (図 7-15 「教官当積算校費の推移」参照) と九州大学への科学研究費補助金交付金額の増加率の低減 (図 7-16 「九州大学科学研究費補助金交付金額および科学研究費等予算総額の推移」参照) を補うかたちで急増し、1985 年には 86 件、1 億 7323 万円となっている (『九州大学七十五年史』通史、pp.610-612)。

発明規則の制定

大学の教員等の発明に係る特許等については、従来特許の帰属等についての統一的な基準がなく、大学によってその取り扱いが異なっていた。そのた

め、この問題を文部大臣が学術審議会に諮問したところ、学術審議会は1976（昭和51）年10月に「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」の中間報告を、1977年6月に答申を行った。答申を受けた文部省は、1978年3月、各国立学校長等に「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」の通知を出した。

九州大学においては部局長会議で各部署の意見を徴したのち、同年11月14日の評議会で「九州大学発明規則」について審議を行った。しかし、①発明と考えられるものについての発明委員会での審議、大学から日本学術振興会への出願依頼、日本学術振興会での出願事務等の手続きに時間がかかり機を失する恐れがあること、②それを避けるために発明者本人が出願した場合の事後の調整方法の有無、③他大学での本件の進行状況等、について意見や疑問が出された。このため、これらの問題点についてさらに検討し、あらためて審議することとして決定は見送られた。そして、新たに発明規則検討委員会を設置して再検討し、1980年2月22日の評議会において「九州大学発明規則」を制定した。

「九州大学発明規則」は、九州大学の教官等は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、必要な事項を部局長を経由してすみやかに学長に届け出るものとし、学長は届け出のあった発明について、発明委員会の議に基づき、①応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明に該当するか否か、あるいは、②応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明に該当するか否かを、決定し、またこれらに該当する場合は、国がその特許を受ける権利を承継するか否かの決定を行うものとしていた。また教官等は、国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定されたときは、当該権利を国に譲渡するものとし、学長の決定に異議があるときは、決定の通知を受けた日から30日以内に文書により、その所属する部署の長を経由

して学長に異議を申し出ることができるとしていた（資料編Ⅱ－646、pp.1146-1148）。

共同研究の受け入れ

学術審議会は1980（昭和55）年11月に「学術研究体制の改善のための基本的施策について」の諮問を受け、1983年7月28日に中間報告を発表した。中間報告は、「学術研究に対する社会的要請への対応について」において、「今日、大学の研究については、社会の各方面から、科学技術の振興に関するもの、経済・社会の発展に関するもの、教育・文化の向上に関するものなど個別的、具体的な諸課題に対する要請が強く寄せられている」と指摘し、「大学の主体性の下において可能な限り社会の各方面から寄せられる個別的・具体的な諸問題の解決・対処等のために、大学のもつ研究成果の蓄積や研究能力を活用し努力していくことはその本来の学術研究に対して刺激を与えるという観点からも有意義である」と述べていた。そして、そのための方策として、受託研究制度の改善をはかって、いっそう円滑適切に研究が実施できるようにするとともに、民間等の研究者を共同研究者として大学に受け入れたり、共同研究経費を受け入れるなど、民間等との共同研究を充実させることを提言していた。

この学術審議会の提言に基づいて文部省は、1983年度から新たに国立大学において民間機関等から研究者および研究経費等を受け入れ、大学等の教官が民間機関等の研究者と共通の課題について共同で研究する道を開いた。この共同研究の制度は、国立大学がそれぞれ大学の使命を踏まえ、その主体性の下に民間企業等外部の研究者との共同研究を進めることによって、大学における学術研究活動の充実、強化を図ろうとするものであり、九州大学は、1983年11月15日の評議会で「九州大学共同研究規則」および「九州大学共同研究実施細則」を制定した。

これによって共同研究の受け入れは、部局にあっては各部局教授会の議に

基づき部局長が、部局以外の研究施設等にあつては当該施設等の長の意見を徴して学長が、それぞれ決定することとなった。そして、共同研究契約を締結したときは、ただちに民間機関等から共同研究員1人につき研究料として年額36万円を徴収し、民間機関等は、共同研究遂行上とくに必要となる謝金・旅費・消耗品費等の直接経費を負担し、九州大学は、例えば直接経費の一部および共同研究が遂行される研究施設・設備の維持管理に必要な光熱水料等の既定経費等を負担することとなった。共同研究に要する経費は、国の歳入歳出予算に計上され、その経費により取得した設備、備品等は大学に帰属することとなった（資料編Ⅱ-648、pp.1152-1156）。

共同研究によって発明が生じたときは、九州大学の研究者に係る発明は、「九州大学発明規則」により届け出を行うこととされた。そして、共同研究の結果、九州大学の研究者と民間等の共同研究員が共同で発明を行い、九州大学の研究者の特許を受ける権利を国が承継した場合は、特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結し、民間機関等の長と共同して出願することとなった。また、九州大学の研究者が独自に発明を行い、その発明に係る特許を受ける権利を国が承継して特許出願を行うときは、あらかじめ民間企業等の長の同意を得ることとなった。国が取得した特許権は、5年以内は民間機関等に優先的に使用させることとし、研究成果の公表についても、とくに必要がある場合は、その時期および方法を学長と民間企業等の長が協議して定めることとして、特許権確保にも配慮した。

その後、1984年5月8日付の文部省学術国際局および大臣官房会計課長の通知によって共同研究における特許権等の優先的実施の期間が改められたことに伴い、同年10月16日に「九州大学共同研究規則」が改正され、それまで当該共同研究完了の日から5年を超えない範囲において優先的に実施させることができるとしていた「国に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した権利」は、7年を超えない範囲に改められた（『九州大学七十五年史』通史、pp.614-615）。

先端科学技術共同研究センターの設置

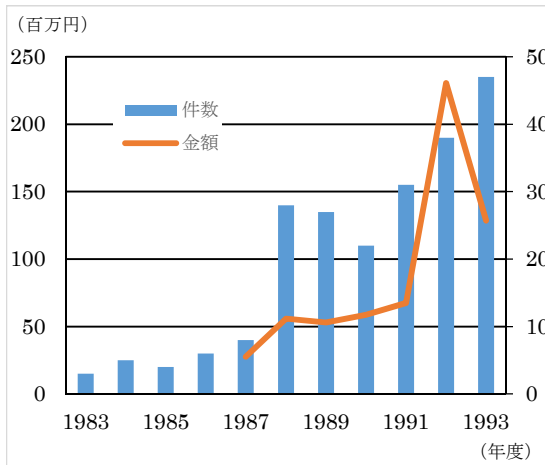


図 11-10 民間等との共同研究の件数および金額の推移

出典：「部局長会議議事要旨」1987年7月24日、『九州大学一覧 総括編』1994年度。

九州大学の民間等との共同研究は図 11-10 のように 1983（昭和 58）年度の 3 件以降、増加傾向をみせた。このような九州大学と産業界等の研究協力の拡大については、1991（平成 3）年度ごろから工学部および筑紫地区キャンパスの教官のあいだで「共同研究センター」の設置が検討された。共同研究セン

ターは国立大学と民間等の共同研究を推進するために 1987 年度から設置されたもので、1991 年度の設置大学数は 23 に上っていた。

1993 年 3 月 22 日の電離気体実験施設運営委員会では 1994 年度に共同研究センターの設置要求を行うことが決定され、同年 6 月 3 日の部局長会議では「先端科学技術共同研究センター設置準備委員会要項」の制定が了承された。その後、先端科学技術共同研究センター設置準備委員会は学内共同利用施設として同センターを設置するために必要な事項を調査審議した。1994 年度概算要求においては、九州大学が産業界等と進めてきた研究協力を一層の推進するために先端科学技術共同研究センターの設置が要求された。具体的には、民間等との共同研究や受託研究の実施、受託研究員の受入れ、民間企業の現職技術者に対する高度の技術研修等を行うとともに、先端科学技術分野の振興に向けて国内のみならず国外の企業・研究機関とも積極的に交流

を図るとした。さらに同センターの設置によって推進されるものとして、①基礎的・先端的な研究における産業界等との研究協力の推進、②複数の教官と企業によるプロジェクト研究の実施、③先端科学技術分野における国際交流の促進等が挙げられた。先端科学技術共同研究センターの設置場所については、交通の利便性の確保を意図して筑紫地区キャンパスが予定された。その上で、筑紫地区キャンパスにおいて同センターと大学院総合理工学研究科や機能物質科学研究所が密接な関係を有することが想定された（「平成6年度 概算要求説明資料」）。

この概算要求が認められ、先端科学技術共同研究センターは1994年6月24日公布・施行の「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令」により学内共同教育研究施設として、同日制定・施行の「九州大学先端科学技術共同研究センター規則」により学内共同利用施設として設置された（資料編Ⅱ-650、pp1162-1164）。先端科学技術共同研究センターにおいては同センターの「3本柱」、すなわち①民間企業との共同研究の推進（個別共同研究、複数講座と複数企業との共同研究）、②世界的な場における研究交流の振興（外国企業・大学・公設研究機関との共同研究、外国人研究者の招聘、国際会議の組織、外国人訪問者による講演会の開催）、③先端科学技術分野の産官学交流の推進（先端科学技術講演会、セミナー、民間技術者のための技術研修会および講習会など）に沿って活動が展開された。同センターの設置に際しては専用の建物がなく分散配置となったため、「先端科学技術共同研究センター棟」の整備が要求された（『九州大学先端科学技術共同研究センター年報』第



図 11-11 「研究協力諸制度のご案内」（1991年6月）

1号、1995年5月)。

研究協力課の設置

1989(平成元)年4月、研究協力室が学内措置によって庶務部庶務課内に設置された。その背景には、九州地区が石炭・鉄鋼・造船・重化学工業の衰退や農林水産業の低迷など、社会的な変化を背景として全般にわたって沈滞ないし地盤沈下しているなかで、九州大学が地域との関係を深化させて地域に貢献していくこと、民間等からの協力を得ながら教育研究を進展させていくことの重要性が認識されていたことがあった。

研究協力室においては、地域・民間等と教官との間のパイプ役としての機能が期待された(以上、『事務局長引継事項(経理部・施設部・学生部)平成2年4月』、九州大学大学文書館所蔵)。具体的には、研究協力掛は①地方公共団体等地域との交流に関すること、②共同研究、受託研究、受託研究員、内地研究員等に関すること、③寄附講座および寄附研究部門の設置に関すること、④特許権・著作権等知的所有権に関すること、⑤研究集会・講習会・公開講座等に関すること、⑥調査及び統計に関することを、研究助成掛は①科学研究費(国際学術研究を除く)に関すること、②日本学術振興会特別研究員に関すること、③学位(博士)に関すること、④放射性同位元素等に関すること、⑤組替えDNA実験安全管理に関することを、専門職員は①学術研究の助成に係る企画立案に関すること、②学術研究の動向等に係る情報の収集、整理及び提供に関すること、③研究業績に係る専門的事項に関すること、④技術相談に関することを、それぞれ所掌した(「庶務部庶務課研究協力室の設置について」、『大学広報』No.665、1989年4月13日、pp.1-2)。

これらの事務を発展させるために専従の事務組織を設置する必要があることから概算要求が行われた。その結果、1991年4月に庶務部研究協力課が設置され、社会連携の事務処理が強化されることとなった(「研究協力課の設置について」、『大学広報』No.736、1991年4月27日、pp.5-6)。

(2) 公開講座

福岡市民大学セミナーは1977(昭和52)年の第8回をもって終了し、1979年からは九州大学主催の公開講座に改められた。これに伴って、1979年1月23日には1970年9月に制定された「九州大学公開講座委員会要項」が廃止されて、「九州大学公開講座委員会規則」が制定された。

九州大学が独自で主催するはじめての公開講座は、「文学のなかの人間像」をテーマとして1979年9月1日から12月15日まで14回にわたって、約100名の受講者を対象に西日本新聞会館16階中ホールで行われた。同年9月19日からは、もう1つの公開講座「食の科学」が12月12日まで10回にわたって実施された。翌1980年には「日本人—その思想と行動—」と「住まいの科学」をテーマに実施され、以後九州大学の公開講座は毎年9月から11月にかけて西日本新聞会館において、文科系と理科系それぞれ1つずつのテーマで各100人を募集して実施されている。

このころから九州大学が主催する公開講座だけでなく、各部局主催の公開講座も行われるようになった。1980年には教育学部が「世界の学校・日本の学校」を西日本新聞会館で実施した。以後、1981年には「人間関係セミナー—職場の対人関係を考える—」、1982年には「アジアの文化と教育」と、教育学部は毎年公開講座を実施している。教養部では、1981年に公開講座「ことばの科学」を実施して以後、翌1982年に「現代の文学」、1983年に「核を考える」と毎年実施している。このほか教養部は1979年以来、学生会館で文化公開講演会を開いており、1982年からは毎年春と秋に開催するようになった。

農学部では、1982年に附属演習林の主催で熊本県人吉市福祉センターにおいて「国産材時代における林業・林産業の方向」を実施して以後、人吉市福祉センターでの公開講座が毎年実施されている。このほか、翌1983年には大分県久住町民センターで「高原地域における農業の振興を考える」が実施

された。1984年には附属農場によって「近郊農業の発展方向を探る」ほか3つの公開講座が実施され、1985年には「林業と森の効用」ほか4つの公開講座が実施された。1985年には、歯学部が「歯と健康」をテーマに公開講座を実施し、大学院総合理工学研究科も「八十年代の科学技術と生活」をテーマにはじめて公開講座を実施した。

ところで教養部では、体育系教官を中心に1973年から毎年九州大学公開スポーツ教室を実施していたが、健康科学センターが発足した1978年からは健康科学センターの主催で毎年「健康の科学」を実施するようになり、1980年からはテニス教室も実施するようになった（『九州大学七十五年史』通史、pp.621-622）。

1993（平成5）年度には研究協力課を担当部局とする公開講座「ヒト・ひと・人」（1993年8月28日～10月30日）と「生活と科学 VI」（9月3日～11月12日）が実施された。翌1994年度以降も研究協力課を担当部局とする公開講座は継続された。

このように公開講座が充実していくなか、1987（昭和62）年度から1994（平成6）年度にかけて各年度の公開講座の実績は講座数13前後、受講者数1110人程度で推移するようになった（九州大学自己点検・評価委員会編『九州大学 教育と研究』I、九州大学、1993年、p.233。同編『九州大学 教育と研究』II、同、1996年、p.246）。

（3）寄附講座の設置

1987（昭和62）年5月16日公布・施行の「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令」により、国立大学は寄附講座および寄附研究部門を設けることができるようになった。この寄附講座等は、国立大学における奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して設置運営し、国立大学の教育研究の豊富化・活発化を図ることを目的とするものであった。5月21日の文

部大臣裁定により、寄附講座等を担当する教員として採用される者の身分は一般職の非常勤職員とすること、寄附講座等を担当する教員に対しては客員教授または客員助教授と称することができることなどが定められた。これらを受けて九州大学では部局長会議・評議会による検討の結果、6月26日に「九州大学寄附講座及び寄附研究部門規則」および「九州大学客員教授及び九州大学客員助教授選考基準」が制定・施行された（「部局長会議議事要旨」1987年6月2・26日、「第1164回評議会記録」）。

この規則によって部局長は、寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みがあり、九州大学の教育研究を進展・充実させるために有望と認めるときは、教授会等の議を経て寄附講座等の設置を学長に申請することができることとなった。この申請があった場合、学長は評議会に報告の上で文部大臣に協議し、寄附講座等の設置が認められれば部局長に通知し、学報で公表するものとされた（資料編Ⅱ-649、pp.1156-1162）。

1987年10月1日、九州大学にとって初めての寄附講座「保険学講座」が安田火災海上保険株式会社を寄附者として経済学部設置された。保険学講座は、産業社会の進展に伴い高度化・複雑化した保険業の研究によって経済学部の既設の講座の研究を充実させ、補完しようとするものであった。寄附講座の設置は社会の関心を集め、古瀬政敏客員教授（日本生命保険相互会社出身）による初講義は超満員の学生と報道陣のカメラの前で行われた（『九大学報』No.1256、1987年11月、p.31）。この講座の設置期間は2001（平成13）年3月31日まで、寄附総額は3億2500万円となった。

1989年4月1日には九州電力株式会社を寄附者として大学院総合理工学研究科に「電気エネルギーシステム学講座」が設置された。電気エネルギーシステム学講座は、総合理工学研究科エネルギー変換工学専攻の充実に向けて、日本のエネルギー政策に立脚した総合的エネルギー開発のあり方、各種エネルギー開発の実現可能性、高効率の新しい電気エネルギー利用技術の研究教育を行う必要から受け入れられた。この講座の設置期間は2005年3月

31 日まで、寄附総額は 4 億 4000 万円となった。

1993 年 4 月 1 日には同じく九州電力を寄附者として工学部に「超伝導基礎工学講座」が設置された。超伝導基礎工学講座は、従来の学科の枠を越えた横断的学際領域としての超伝導工学を補完し、超伝導工学の教育・研究を充実することを企図して受け入れられた。この講座の設置期間は 1997 年 3 月 31 日まで、寄附総額は 1 億 2000 万円となった（以上「第 1165 回評議会記録」「第 1183 回評議会記録」「第 1234 回評議会記録」「第 1347 回評議会記録」）。

(4) 九州大学出版会

外国の大学では学内に出版部を持つのが常識とされているが、日本では東京大学に東京大学出版会があるくらいで、ほとんどの大学は出版会を持っていなかった。そればかりか、九州大学のある福岡には、学問および文化の成果の刊行を安心して依頼できる出版社がなかったため、東京など中央の出版社に依存せざるを得ず、すぐれた研究成果を挙げながら出版されずに埋もれてしまう場合が少なくなかった。

こうしたことから、九州大学をはじめ西日本一円の大学の教員の学問と研究の成果を出版し、広く学界や一般社会に貢献することを目的として、九州大学の教官を中心に大学出版会の設立が計画された。1973（昭和 48）年 6 月、代表が準備委員会を開いて「九州大学出版会設立準備委員会」を設立し、財団法人九州大学出版会を設立するため、基本財産 2000 万円と運転資金 2000 万円を合わせた 4000 万円を目標に、大学だけでなく福岡県・福岡市・北九州市や各企業などに募金の協力を求めることになった。

こうして、1975 年初めには募金額が目標に達したため、文部省に書類を提出して設立が認可され、同年 4 月、附属図書館内の一室に九州大学出版会が発足した。名前は九州大学出版会となっているが、実際は趣旨に賛成する九

州ないし西日本の各大学および研究機関の出版会で、九州大学をはじめ、山口、福岡教育、九州工業、九州芸術工科、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、琉球の各国立大学のほか、北九州市立、九州産業、久留米、西南学院、中村学園、福岡の公・私立大学が参加している。大学の出版会は、東京大学出版会のほか私立大学にも同種の機関があったが、いずれも東京にあり、地方の大学出版会としては全国ではじめてであった。また、単独の大学の設立ではなく、一定地域の大学が共同で設立したのもはじめてのことであった（『九州大学七十五年史』通史、p.623）。